

平成27年11月19日
近畿管区行政評価局

河川の管理に関する行政評価・監視 ＜調査結果に基づく改善意見の通知＞

総務省近畿管区行政評価局（局長：茂垣 栄一）及び管内行政評価事務所では、地域の住民生活に密着した行政上の問題を取り上げ、行政運営の改善を図るため、独自の行政評価・監視を実施しています。

このたび、管内の京都行政評価事務所において、河川の適切な管理による住民の安全・安心の確保と河川の適正利用を図るために、淀川水系の宇治川、桂川及び木津川並びに由良川水系の由良川及び土師川の国の直轄管理区間について、①河川区域における不法行為の解消に向けた取組状況、②河川区域及び河川管理施設・許可工作物の維持管理状況等を調査した結果を踏まえ、当局が国土交通省近畿地方整備局に対して、必要な改善措置を講ずるよう通知しましたので、公表します。

（詳細は別紙をご覧ください。）

【本件連絡先】

総務省京都行政評価事務所

評価監視官 雑賀（さいか）、岸本（きしもと）

電話：075-802-1140

FAX：075-802-1180

河川の管理に関する行政評価・監視 <調査結果に基づく改善意見の通知(概要)>

調査の背景

- 京都府内には数多くの河川(394 河川(延長 2,046km))が流れ、そのうち重要度の高い淀川水系及び由良川水系の 26 河川(延長 195km)を国(国土交通省)が直轄管理
- 近年、京都府域では河川はん濫等が頻発しており(H25.9 淀川水系及び由良川水系で氾濫、H26.8 由良川水系で浸水)、対策が急務

- 調査実施時期 平成 27 年 4 月～11 月
- 調査対象機関 近畿地方整備局(淀川河川事務所、福知山河川国道事務所)、京都府
- 担当部局 京都行政評価事務所

淀川水系及び由良川水系では、河川整備計画等に基づき河川整備が進められ、緊急治水対策事業も実施。一方、河川敷・河川管理施設の平常からの維持管理が必要

河川管理施設等の維持管理状況及び不法行為解消に向けた取組状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

特に重要度の高い国直轄管理の河川(河川区域)について、災害の防止・適正利用のために、管理者及び利用者による適正な管理が必要

調査した河川区域(国直轄管理の宇治川、桂川、木津川、由良川及び土師川の延べ 98.5kmの区間)において違法工作物の設置や不法占用(不法耕作)、管理に問題のある河川管理施設など、河川の管理・適正利用の支障となる例あり

- 違法工作物等(家屋、農業用施設等の違法設置)
- 不法占用等(不法耕作)
- 不法係留(ボート)
- 不法投棄(廃車、廃家電等)
- 公園における占用許可条件等違反(ベンチ、可動式トイレ、バックネットなどの無断設置等)
- 長期にわたる耕作地の占用許可(地位承継、権利譲渡もあり)
- 毀損のおそれがある護岸や無施設・開放状態の河川区域内への通路のゲート等

なぜ

河川(国道)事務所では、河川巡視や施設点検等で実態を把握済みであるが、是正・改善が進まず、新たな発生を防止できない状況

【原因・理由】

- ・ 違法行為は是正のための計画未作成
- ・ 是正計画を作成しても具体的な措置が未実施
- ・ 不法行為の原因者不明や是正指導に従わない
- ・ 河川巡視等での是正指導不十分
- ・ 許可更新時の改善指導等不十分
- ・ 許可工作物是正の対応方針未確認
- ・ 河川管理施設の管理が不十分

☆ 是正年次計画を作成し、積極的な対応で大規模な不法耕作を一掃した例あり

このため

次のような措置を講ずることにより、早期かつ計画的に不法・違法状態や問題箇所の解消を図る必要あり

〔主な改善措置〕

- ① 不法・違法行為は是正のための計画作成と計画に基づいた是正措置の徹底
- ② 原因者不明等の場合の簡易代執行の積極的な実施
- ③ 河川巡視における効果的な是正指導の実施
- ④ 許可更新時の是正指導の徹底
- ⑤ 許可工作物是正等の対応方針の確認と指導、情報提供の徹底
- ⑥ 河川管理施設の管理強化

1 河川区域における不法行為の解消に向けた取組

(1) 不法占用等の是正

制度の概要等

- 河川区域内の土地を占有しようとする者及び河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し又は除去しようとする者は、いずれも河川管理者の許可を受けなければならない。(河川法第24条及び26条)
- 占有許可の期間は、占有施設により、10年又は5年以内とされ、許可期間の満了後も引き続き占有する場合、改めて許可申請が必要(河川敷地占有許可準則(事務次官通知)第14)
- 河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨て、又は放置することは禁止(河川法施行令第16条の4)
- 河川管理者は、河川法令等に違反した者に対して、原状回復その他必要な措置を命ずることができる(河川法第75条第1項)。また、当該必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずるべき者を確知することができないときは、河川管理者は当該措置を自ら行い又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる(同条第3項)。
- 近畿地方整備局では、河川法令の規定に違反している行為(違法行為)を計画的に解消することを目的として、違法行為是正実施計画を作成し、また重点的な是正対策を実施する場合は、違法行為是正年次計画することとしている。(同局河川敷地違法行為是正年次計画等作成要領)

主な調査結果

○ 淀川水系及び由良川水系における不法行為事例(計79事例)

- 違法工作物(57事例)【写真①～⑩】
 - ・ 河川区域内の耕作地に農業用施設を違法設置(17事例 国有地5事例、民有地12事例)
 - ・ 河川区域内に家屋及び事業所等を違法設置(27事例 国有地20事例、民有地7事例)
また、これら事例の中には、行為者や現管理者が不明の工作物もあり
 - ・ 釣りの足場を違法設置(5事例)、堤防の法面に階段や通路を違法設置(4事例)
 - ・ 自由使用が認められているグラウンド等にフェンス、コンテナ及びバックネット等を放置(4事例)
- 不法耕作(7事例)【写真⑪～⑫】
- 不法係留(ボート)(2事例)【写真⑬】
- 不法投棄(13事例) ※うち8事例は、調査途上において撤去を完了【写真⑭⑮】

○ 66事例(注)のうち、同実施計画を作成しているのは37事例のみ。うち、継続監視を行うこととして、是正指導までに至っていないものが9事例。また、是正年次計画を策定しているのは2事例のみ(注) 是正実施計画を作成せず河川巡視等で対応する不法投棄13事例を除く。

☆ 3か年の是正年次計画を作成し、重点的に改善措置を講じた結果、1年前倒しで大規模な不法耕作を一掃した例あり(木津川)

○ 是正実施計画未作成の29事例のうち、24事例で是正指導等が未実施

通知事項

近畿地方整備局は、該当河川(国道)事務所に対して次の措置を講ずるよう指導

- ① 是正実施計画を作成した不法行為に対する是正指導の徹底。また、是正効果の上がっていない計画を検証し、是正年次計画策定の取組を推進
- ② 河川区域内の民有地の農業用施設の取扱いについての対応方針を検討
- ③ 管理者不明の工作物については、早急に管理主体を確認。また、簡易代執行による是正を検討
- ④ 民有地の不法建築については、行為者に違法状態ということを認識させ、計画的に是正
- ⑤ 不法投棄については、効果的な予防措置の実施

(2) 占用許可事務

主な調査結果

- 淀川水系及び由良川水系で占用許可している 12 公園のうち 3 公園で、ベンチ、柵等の破損が放置されているなど、管理が不十分【写真⑯】
- 同 12 公園のうち 9 公園で、可動式トイレ等の工作物が無許可で設置【写真⑱⑲】
- 可搬式工作物がある 10 公園のうち、2 公園については撤去訓練を毎年実施せず。なお、占用許可条件に、必要な撤去訓練の項目がないものが 4 公園
- 今回抽出した工作物 166 件（樋門、排水機場、公園等）のうち、占用許可期間満了後も更新手続きが完了しないまま占用を継続しているものが 30 件。うち満了後、5 年以上経過しているものが 8 件。また、申請書の補正指示から回答を得ないまま 2 年以上経過した事例もあり

通知事項

- 近畿地方整備局は、該当河川（国道）事務所に対して次の措置を講ずるよう指導
- ① 占用許可を受けている公園の管理について、許可受者に対し次のとおり、指導
 - i 占用許可の目的や占用許可の条件に沿ったものとするための適切な整備、管理の実施
 - ii 工作物の適正な許可申請の実施と、不必要な工作物等の早期撤去
 - iii 可搬式工作物の撤去訓練の的確な実施
 - ② 占用許可の更新に当たり、許可受者に対し、許可期間を考慮した適切な申請、申請の補正を行うよう指導

(3) 耕作を目的とした占用許可の適切な扱い

主な調査結果

- 淀川河川事務所管内では、現在の河川敷地占用許可準則では認められない、耕作を目的とした占用許可（経過措置）が 146 件あり（耕作面積 約 128,759 m²）【写真④】
- それらの耕作地の占用許可の中には地位承継（4 件）、権利譲渡（1 件）で占用が続けられているものあり

通知事項

近畿地方整備局は、準則制定時に経過措置として認められている耕作を目的とする占用許可について、現準則に適合するものとするための計画的な措置の実施を該当河川（国道）事務所に指導

(4) 河川区域の指定がない河川敷地の管理

主な調査結果

- 河川区域（河川法第 6 条第 1 項第一号～第三号により規定）のうち第三号の区域は、河川管理者が河川管理上必要があるものとして、指定する区域
- 福知山河川国道事務所では、昭和 44 年の指定以降、見直しが行われておらず、堤防が整備された区域でも河川区域（3号地）の未指定区域あり
- 京都行政評価事務所が把握した河川区域（3号地）未指定区域内の不適切と思われる 10 事例（廃棄物とみられる物が集積されているなど）について、河川管理者の権限が及ばず、対応できないとしており、出水時に流出し河川管理施設等に被害を及ぼすおそれあり【写真⑳】

通知事項

近畿地方整備局は、長期間にわたって河川区域（3号地）の指定が行われていない区域については、指定の必要性について、該当河川（国道）事務所を指導

2 河川区域及び河川管理施設等の適切な維持管理状況

制度の概要等

- 河川管理施設（堤防、護岸、河川管理道路等）及び許可工作物（橋梁、公園等）について、河川管理者又は許可工作物の管理者は、施設等を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならない。（河川法第15条の2第1項）
- 河川（国道）事務所は、河川巡視要領に則り、年間巡視計画書や月間巡視計画書を作成し（同要領第4条第1項第一号）、日常的に河川巡視を行い、河川巡視日誌を基づき月間巡視報告書を作成（同二号）。また、定期的に河川管理施設の点検を実施（年2回）。河川管理施設等の損傷等については、必要な場合は維持修繕等を実施し、不法占用等については、是正指導に向けた対応を実施
- 許可工作物については、施設管理者が自主点検を行い、その結果を河川（国道）事務所に報告。また、河川（国道）事務所は、許可工作物に異状があった場合、施設管理者の対応方針を確認して適切な対応を指導。出水期前に施設管理者との合同点検時などに必要な助言を実施

主な調査結果

- 河川巡視規程で定められている計画等を未作成、河川巡視で把握した不法占用等の問題箇所に対して、出張所（河川（国道）事務所の出先機関）によって対応状況が区々
 - ・ 年間巡視計画書及び月間巡視計画書が未作成（1出張所）、河川巡視月間報告書が未作成（3出張所）
 - ・ 淀川河川事務所の出張所では、把握した不法占用等に関する案件について、全てに対し何らかの具体的な対応を行っているもの（1出張所）がある一方、2出張所では、経過観察が大半（巡視日誌による報告事案の中には、1～3か月後に京都行政評価事務所が実施した現地調査でも、未改善なままとなっているものあり【写真⑩⑮】）
- 護岸の目地や亀裂部分等から草木が繁茂しており、護岸の毀損に結びつくおそれがある状況が多数【写真⑳】

また、管理車両用道路や耕作地への道路のゲートが開放状態のものあり（10か所）【写真㉑】
- 許可工作物の自主点検結果において、異状があった箇所に関する今後の対応方針について不明なものが4施設

河川巡視で把握した許可工作物の異状についての施設管理者への情報提供が出張所によって区々

通知事項

近畿地方整備局は、該当河川（国道）事務所に対して次の措置を講ずるよう指導

- ① 河川巡視計画書等の作成徹底による効果的な河川巡視の実施と把握した問題箇所の是正に向けた具体的な対応の速やかな実施
- ② 護岸の保護のための効果的な方策の検討などの河川管理施設の管理強化
- ③ 許可工作物の異状に対する施設管理者の対応方針の確認徹底。

許可工作物に関する把握情報の施設管理者への積極的な提供